

第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（第1回）議事録

日時 平成25年11月15日（金） 午後2時～3時

場所 船橋市役所9階 第1会議室

出席者 26名（欠席4名）

傍聴者 1名（定員5名）

議事

- 議事1 委員長・副委員長の選出
- 議事2 船橋市障害児者の状況
- 議事3 第3次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨
- 議事4 今後の計画策定委員会の進め方について
- 議事5 その他

議事概要

1 開会

2 委嘱状の交付

健康福祉局長より委嘱状の交付

3 委員の紹介

委員及び事務局の紹介

4 局長挨拶

5 議事

議事1

委員長・副委員長の選出

○事務局（障害福祉課 渋谷）

では、議事に入らせていただきたいと思います。本来であれば、委員長により議事進行をしていただくところですが、委員長が選出されるまでの間、事務局が議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

ありがとうございます。本日の出席委員は、30人中26人の御出席をいただいておりますので、「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱」第5条第2項の規定により、過半数以上の出席となり委員会が成

立いたします。

では初めに、本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第25条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか会議録および委員の氏名の公表をすることになっております。次回以降、個人情報などの不開示情報を含む議事の場合、非公開となりますのでよろしくお願いいたします。

次に会議の傍聴でございますが、本来であれば傍聴者の定員は委員長が定めるものとなっておりますが、第1回の開催にあたり委員長が選任されていないこと、開催を事前に公表する必要があることなどから、事務局により事前に5名と定めさせていただいております。本日は1名の傍聴者がおります。皆さま、よろしくお願いいたします。

それではここで、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず事前に送付いたしました資料として、資料1「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱」、資料2「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定について」、資料3「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定スケジュール」、資料4「第2次船橋市障害者施策に関する計画」。以上が事前にお送りいたしました資料となります。

また本日配布いたしました資料としまして、資料5「船橋市障害者児の状況」、資料6「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会委員名簿」、資料7「船橋市障害者計画基礎調査報告書」、資料8「船橋市障害者計画基礎調査報告書概要版」。その他、本日の次第、座席表も配布させていただいております。皆さま、資料のほうはおそろいでしょうか。なお、本日の資料につきましては、すべてお持ち帰りいただいて結構です。

それでは、議事に入りたいと思います。最初に議事1の委員長選出でございますが、「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱」第4条第1項の規定に基づき、委員の互選によることとなっておりますが、どなたか御推薦はございませんか。

○宮代委員

はい。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

おねがいします。

○宮代委員

宮代です。私からは、植草学園短期大学の学長でいらっしゃいます中坪委員に委員長をお願いしたいと思えます。いかがでございましょうか。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。ありがとうございます。ただ今、中坪委員というお声をいただきましたが、他にどなたか御推薦の方はいらっしゃいますか。

○委員一同

異議なし。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

他にないようですので、中坪委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同

（拍手）

○事務局（障害福祉課 渋谷）

はい。それでは、中坪委員お引き受けいただけますでしょうか。

○中坪委員

はい。大変重い役割かと存じますが、受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

はい、事務局です。ありがとうございます。

それでは、中坪委員を当委員会委員長に選任することに決定いたしました。ここで委員長と、議長を交代させていただきます。御協力ありがとうございました。では、委員長よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

ただ今、御推薦いただきました。力を超えた大役を承ることになりました。もとより微力でございます。皆さまの御支援、御協力をいただきながら、役割を果たしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事のほうに戻ります。引き続き議題1の、副委員長の指名の件でございます。副委員長は、「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱」第4条第1項の規定によりまして、委員の互選となっております。どなたか御推薦ございませんでしょうか。

○清水委員

はい。

○中坪委員長

はい。

○清水委員

「ふらっと船橋」の清水といいます。「船橋市自立支援協議会」会長を務めていらっしゃる鈴木洋文先生にお願いしたいと思います。

○中坪委員長

はい。他に推薦したいという方、いらっしゃいますでしょうか。もし、いらっしゃいましたらと思いますが、他に推薦がなければ、ただ今御提案いただきました鈴木洋文委員に副委員長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○委員一同

（拍手）

○中坪委員長

ありがとうございました。鈴木洋文委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○鈴木洋文委員

微力ですが了承して、やっていきたいと思っております。皆さまの御協力をよろしくお願い申し上げます。

議事 2

船橋市障害児者の状況

○中坪委員長

それでは、議題 2 に移ります。議題 2 「船橋市障害児者の状況」という議題でございます。事務局のほうからお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川です。以降、議題 2 から議題 4 まで、事務局からの説明の時間が続きますが、よろしくお願いたします。

それでは議題 2 の本題に入ります。資料 5 をごらんください。初めに船橋市の障害者の状況について、説明させていただきます。

船橋市の各障害者の人数でございますが、平成 25 年 4 月時点で船橋市の身体障害者手帳保持者が 15,585 人、知的障害者名簿登録者数が 2,862 人、精神障害者は平成 24 年度末の精神障害者保健福祉手帳保持者が 2,798 人、精神通院医療利用者数が 6,427 人、難病疾患患者については、平成 24 年末の千葉県特定疾患医療受給者票の所持者が 3,672 人となっております。平成 25 年 4 月 1 日時点での船橋市の人口が 612,549 人のため、人口に対する手帳所持者数及び名簿登録者数の比率としては、身体については約 2.5%、知的と精神については約 0.5% となっております。

過去のデータと比較しますと、第 2 次計画策定時に調査した平成 19 年では、身体障害者手帳保持者が 13,114 人、知的障害者名簿登録者数が 2,420 人、平成 18 年度末の精神障害者保健福祉手帳保持者が 1,545 人、精神通院医療利用者が 4,750 人、平成 18 年度末の千葉県特定疾患医療受給者票の所持者数が 2,454 人となっております。

平成 19 年 4 月 1 日の人口が 579,747 人であり、過去 6 年の市の人口の伸び率が約 5.7% であるのに対し、身体障害者手帳が 18.8%、知的障害者名簿登録者数は 18.3%、精神障害者保健福祉手帳が 81.1%、千葉県特定疾患医療受給者票は 49.6% 増加があり、人口に占める障害のある人の割合が増加しております。

身体障害につきましては、その原因については不明や不詳も多いですが、疾病や事故の割合が高くなっていると考えられております。身体障害の種別としては、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、心臓機能や腎臓機能内部障害等がございます。これらの方のうち、おおむね半分の方が重度の障害でございます。

知的障害はその多くは発達期にあらわれるものと考えられており、市内に 2,862 人の方がいらっしゃいます。千葉県では、おおむね IQ が 75 以下の方で、こちらも半分近くの方が重度の障害者でございます。

精神障害は、統合失調症などの精神障害のため、生活に困難を来すもので、その多くは在学中や就職後の社会生活への適応に困難が生じた結果、発生したものと考えられております。また、入院されている精神障害者で、退院可能な方の地域移行が大きな課題となっております。

難病疾患については、一義的に「不治の病、治りにくい病気」と言われておりますが、原因不明で治療方法が確認されておらず、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の重い疾病とされています。

以上が現在の船橋市の障害の状況であり、これらの身体障害・知的障害・精神障害・難病疾患を中心として、障害者施策に関する計画の策定を考えております。以上が「船橋市障害児者の状況」の報告です。

○中坪委員長

はい。ただいま御説明いただきました、このことにかかわって御質問等があれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○佐藤委員

はい、佐藤です。非常に簡単なことですが、わからないのでお聞きしたいのですが。身体と精神については、手帳所持者という形で数が計測されておりますが、知的については、知的障害者名簿登録者数という形で数にあらわしています。これは手帳所持者の数とはまた違うということで理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長でございます。事務局のほうから御説明をさせていただきます。

最近、知的障害の方は手帳を取る方がほとんどでございますが、以前は名簿に登載するというような制度がございました関係で、若干数が違っております。手帳の数にプラスして、名簿登載だけの方というような形になっていますので、知的障害者の手帳所持者数よりは、若干名簿登載者のほうが多くなっております。

ただ、数的には100人にも満たないぐらいの方というような状況になっております。以上でございます。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。はい。

○宮代委員

宮代です。身体障害者手帳の所持者がふえていращやるということで、このこと自体は、例えば高齢化、高齢による何らかの疾患等によって、結果的に手帳をお取りになるというようなことも加味して、こういう数字になるのでしょうか。その辺、お教えてください。

○事務局（障害福祉課長）

はい、障害福祉課長でございます。一般的に、やはり高齢化率が上がると、身体障害者の数がふえるというふうにいわれております。

ここではちょっとふれていませんけれども、船橋の場合にも65歳以上の身体障害者の手帳をお持ちの方が全体の3分の2近くというようなことで、65歳以上の方が非常に多くなっております。以上でございます。

○中坪委員長

はい。よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょう。はい、どうぞ。

○宇井委員

「聴覚障害者協会」の宇井です。障害者の中で聴覚障害者、または難聴者の手帳を持っている数を教えてください。

○中坪委員長

事務局のほうでよろしいですか。

○事務局（障害福祉課長）

障害福祉課長でございます。15,585の方が手帳を所持されていますけれども、聴覚平衡機能障害で919の方が手帳の所持者となっております。以上でございます。

○中坪委員長

よろしいでしょうか。

○宇井委員

どうも、ありがとうございました。

○中坪委員長

ほかには、はい、どうぞ。

○佐藤委員

佐藤彰一でございます。もう1点だけ御質問したいのですが、精神障害者の方の数がこの概況ですと81%ふえているということで、これは高齢者の方でこういう手帳を取るという方がふえているというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、今まで手帳を取っていなかった方々が取るようになったということなのでしょうか。その年齢構成等がもしわかるようであれば、教えていただきたいと思えます。

○事務局（保健予防課長）

保健予防課でございます。制度的に広く精神障害の方にも周知されたため、高齢者がというより全般的に申請が多くなったというふうに考えています。

○中坪委員長

よろしいですか。はい、ほかはよろしいでしょうか。ないようですので、議題の3のほうに移りたいかと思えます。

議事3

第3次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨

○中坪委員長

「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨」の説明でございます。事務局のほうでお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川でございます。よろしくお願ひいたします。第3次船橋市障害者施策に関する計画の策定趣旨について説明させていただきます。事前にお渡ししている資料2、「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定について」をごらんください。

このたび、「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定につきましては、現在ございます「第2次船橋市障害者施策に関する計画」の期間が平成20年度から平成26年度で、来年度をもってその期間が満了することを受けまして、現計画を引き継ぐ第3次計画の策定を行うところであります。

本計画の位置づけは、障害者基本法第11条3項にあります「市町村障害者計画」であり、別途策定しております「船橋市障害福祉計画」の上位計画として位置づけられております。

この「船橋市障害福祉計画」につきましては、障害者総合支援法第88条に定められた「市町村障害福祉計画」であり、主に障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の体制の確保を目的とし、就労の促進や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るためのサービス見込み量を定めたものになっています。現在は、平成24年度から平成26年度までの「第3期船橋市障害福祉計画」が現行の計画となっておりますが、こちらも平成26年度までの計画となっておりますので、来年度より後継計画の策定を行う予定です。

それに対しまして、「市町村障害者計画」である本計画は、障害のある人が地域の中で共に暮らす社会の実現を目指す総合的な計画となっており、その領域は福祉サービスから保健医療、教育、雇用就業、スポーツ・レクリエーション及び文化活動、福祉のまちづくり、防災対策など幅広い分野にわたっています。

今回の第3次計画の策定に当たり、障害福祉を取り巻く変化としては、今年度より施行されました、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる「障害者総合支援法」がございます。本法律の

施行により、障害者の定義に難病患者等が追加され、難病患者等についても障害福祉サービス等の対象となりました。また、このほかにも平成24年10月1日に施行された障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる「障害者虐待防止法」が施行され、この法律を受け、本市においても船橋市障害者虐待防止センター“はーぶ”を開設し、虐待を受けている障害者本人からの相談や、虐待を受けている障害者を発見した方の通報を受ける窓口となっています。

また、改正障害者基本法第4条・差別の禁止の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月より施行されます。

ほか、障害者就労施設等で働く障害のある人が自立した生活を送るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる「障害者優先調達推進法」が平成25年4月より施行され、障害者就労施設等の仕事の確保と経営基盤の強化のための方策が打ち出されました。

また、平成25年9月に、国において第3次の障害者基本計画が策定され、差別の解消及び権利擁護の推進や消費者保護など、新しい施策分野や既存分野の見直しなどが行われました。

これらのことを踏まえ、これから今回の計画の策定に対し、御意見をいただければと思います。以上でございます。

○中坪委員長

はい。ただいまの御報告に関して、御質問等があれば、いかがでしょうか。よろしいですか。なければ、次の議題のほうに移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

議事4

今後の計画策定委員会の進め方について

○中坪委員長

それでは、次に4番目の議題になります「今後の計画策定委員会の進め方について」、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局（障害福祉課 玉川）

事務局の玉川でございます。それでは事務局のほうで考えております、策定委員会の進め方について御説明させていただきます。お手元の資料3の「スケジュール」をごらんください。今回は第3次計画策定に当たり、委員会の回数を平成25年度の今回を含めて3回、26年度に5回と、合計8回を予定しており、時間をかけて検討していきたいと考えております。

次に事前に配付させていただいております、「第2次船橋市障害者施策に関する計画」の冊子の目次をごらんください。第1部の“総論”では、基本的な考え方を。第2部の“各論”が7章立てになっており、「啓発・広報」から始まりまして、「保健・医療」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「生活支援」、「生活環境」、「スポーツ・レクリエーション、文化及び国際交流」という章立てになっております。今回の第3次計画においては、第2次計画の内容を踏襲しつつ、国の障害者基本計画の分野別施策も参考に、章立てを検討していきたいと考えております。

なお、策定委員会に先立ちましては、庁内の各課で各施策について検討する部会を開催し、前回の計画策定時からの変更点などを踏まえ、話し合いを行う予定であります。各章についてこの委員会で議論していただきます前に、事務局案として作成したものを提案させていただき、委員会の場で内容を検討していただきたいと考えております。

また、委員会の場で出ました御意見・要望等につきましては、委員会の後に再度庁内で検討させていただきます。

して、次回の委員会の場で報告させていただきたいと思っております。委員会では1回の開催につき、一つないしは二つの章について、議論していただきたいと考えております。

今回の第1回は、事務局からの説明・報告に時間をいただいた関係で、議論していただく時間が取れず大変申しわけありませんが、次回の第2回では、本年の8月に市内の障害者の方や市民の方を対象に基礎調査を行っておりますので、その調査結果について事務局より報告をいたします。

また、第1部の“総論”、計画の基本理念について議論していただきまして、そこで決まりました基本理念に基づいて、その後の各章について話し合いを進めていきたい。このように考えております。

各章について、第6回までに委員会で議論していただきまして、第7回で全体の見直し及び確認をしました上で、パブリックコメントを実施します。そのパブリックコメントを受け、最後の委員会を開催し、市長への策定委員会としての答申を行う予定です。

以上が事務局のほうで考えている策定委員会の進め方でございます。よろしくお願いいたします。

○中坪委員長

はい、これからの進め方等にかかわる御提案でございます。いかがでしょうか。何か御質問等があれば、お出しさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。特にないようですので、これで一応予定されている議題については、今日は終わりということになりますが、そのほかに委員の方々から何かあれば、お出しいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

議題5

その他

○中坪委員長

最後に事務局のほうから何か連絡事項等があれば、お願いをいたします。

○事務局（障害福祉課 渋谷）

事務局です。次回の開催につきましては、平成26年1月ごろを目途に予定しております。開催日時・議題につきましては、事務局のほうで検討し、委員長を初め各委員の皆様に協議いただき、決定させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○中坪委員長

そのほかはよろしいですか。では、特にないようでしたら、これもちまして、今日の会議を終了したいと存じます。いろいろ御協力ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。どうぞ、よろしくお願いいたします。